

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

告 示

○肥料の登録(一七五・水田総合利用課).....1
○道路区域の変更(一七六・道路課).....1
○土砂災害警戒区域の指定(一七七・河川砂防課).....1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一七八・平鹿地域振興局建設部).....3
公 告
○主要農作物の認定品種の採用及び奨励品種の除外(水田総合利用課).....3
○県営土地改良事業計画の決定(鹿角地域振興局農林部).....4
○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....4
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....4

○県営土地改良事業計画の決定(雄勝地域振興局農林部).....4
----------------------------------

### 秋田県告示第七十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月二十七日

秋田県知事 寺田典城

登録番号 秋田県 第二百一十一号	肥料の種類 及び名称 混合有機質肥料 「米の精」肥料四号	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量四・〇 リン酸全量三・〇 カリ全量二・〇	生産者 氏名又は名称 株式会社 サンワイズ	住 所 秋田市保戸野鉄砲町四番地二十五号	登録の有効期間 平成十九年三月十六日から平成二十二年三月十五日まで
------------------------	---------------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------	--------------------------------------

### 秋田県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

#### 一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道			秋田北野田線	秋田市中通一丁目七番一地先から中通一丁目二番四地先まで	九・五〇〇～二一・〇〇〇	〇・一五九
			秋田北野田線	〃	一三・〇〇〇～二四・〇〇〇	〇・一五九

秋田県知事 寺田典城

#### 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年三月二十七日から同年四月九日まで

### 秋田県告示第七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十九年三月二十七日

秋田県知事 寺田典城

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
猿倉沢二	由利本荘市鳥海町猿倉字長根下、清水下及び山根(次の図のとおり)	土石流

川端沢三	磯ノ沢二	大谷地	岡田代一号	岡田代二号	打越沢	長根下	大森	ガ二沢	猿倉沢一	ミヤノ沢
由利本荘市鳥海町中直根字川端、前ノ沢及び茅野(次の図	由利本荘市鳥海町中直根字磯ノ沢(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町下直根字大谷地及び打越(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町下直根字岡田代及び立居地(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町下直根字岡田代及び立居地(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町下直根字打越及び岡田代(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町猿倉字長根下(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町才ノ神字上谷地及び大森(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町猿倉字榎木沢及び上大川端並びに同市才ノ神字大森及び上谷地(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町猿倉字宮ノ沢及び檀ノ腰(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町猿倉字宮ノ沢(次の図のとおり)
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流

滝の沢	櫛沢	砥沢	上野宅沢	磯ノ沢一号	清水沢二号	清水沢一号	両袖の沢	前沢沢二	清水ノ沢	川端沢四
由利本荘市鳥海町上笹子字櫛連及び砥沢(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町上笹子字櫛連、砥沢及び高鼻(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町上笹子字砥沢(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町上笹子字砥沢(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町中直根字磯ノ沢及びヒノ沢(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町中直根字清水沢及び沢口(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町中直根字清水沢(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町中直根字館ノ沢、迹小屋及び中村(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町中直根字館ノ沢、前ノ沢及び茅野(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町中直根字清水沢(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町中直根字清水沢(次の図のとおり)
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流

双六一号	双六二号	館山三号	東二号	東一号	椿	椿一号	台島二号	台島一号	女川	女川一号	野宅一号	一本松沢
男鹿市船川港双六字打越(次の図のとおり)	男鹿市船川港双六字蔵台(次の図のとおり)	男鹿市船川港双六字館山並びに同市船川港椿字家の後(次の図のとおり)	男鹿市船川港椿字東(次の図のとおり)	男鹿市船川港椿字東(次の図のとおり)	男鹿市船川港椿字家の後(次の図のとおり)	男鹿市船川港椿字東(次の図のとおり)	男鹿市船川港台島字浜平(次の図のとおり)	男鹿市船川港台島字野竹及び浜平(次の図のとおり)	男鹿市船川港女川字鶴ノ崎(次の図のとおり)	男鹿市船川港女川字鶴ノ崎及び堂ノ前(次の図のとおり)	由利本荘市鳥海町上笹子字櫛連(次の図のとおり)	連及び砥沢(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流

垂水	樺沢二	双六沢三	小浜沢二	ナゴ坂の沢	小浜沢一	祓川	門前	垂水	門前一号	門前二号	小浜	双六
男鹿市船川港小浜字下台(次の図のとおり)	男鹿市船川港樺字東及び家の後(次の図のとおり)	男鹿市船川港双六字打越並びに同市船川港小浜字小倉山(次の図のとおり)	男鹿市船川港小浜字下台及び小倉山(次の図のとおり)	男鹿市船川港小浜字下台及び小倉山(次の図のとおり)	男鹿市船川港小浜字下台及び小倉山(次の図のとおり)	男鹿市船川港本山門前字祓川(次の図のとおり)	男鹿市船川港本山門前字祓川(次の図のとおり)	男鹿市船川港本山門前字垂水(次の図のとおり)	男鹿市船川港本山門前字垂水(次の図のとおり)	男鹿市船川港本山門前字垂水(次の図のとおり)	男鹿市船川港小浜字小倉山及び下台(次の図のとおり)	男鹿市船川港双六字打越(次の図のとおり)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小館花	立花	商人留二号	宮袋二号	宮袋一号	大茂内	小釈迦内二	小釈迦内一	獅子ヶ森	釈迦内	小浜沢	下台沢二	下台沢一
大館市小館花字山根ヒトコ(次の図のとおり)	大館市川口字十三森並びに同市餅田字向田(次の図のとおり)	大館市商人留字津都山下及び清水沢(次の図のとおり)	大館市東字宮袋及び鳥屋下(次の図のとおり)	大館市東字岩ノ下、村道北及び村道南(次の図のとおり)	大館市茂内字膳棚下(次の図のとおり)	大館市釈迦内字山道上及び大堰下(次の図のとおり)	大館市釈迦内字小釈迦内、山道上及び清水堰上(次の図のとおり)	大館市釈迦内字獅子ヶ森並びに同市芦田字獅子ヶ森(次の図のとおり)	大館市釈迦内字釈迦内(次の図のとおり)	男鹿市船川港小浜字小倉山及び下台(次の図のとおり)	男鹿市船川港小浜字下台(次の図のとおり)	の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流

池内道上(一)	大館市池内道上(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮袋沢	大館市東字宮袋、鳥屋下、村道南及び石測(次の図のとおり)	土石流
小柄一の沢	大館市柄沢字小柄沢(次の図のとおり)	土石流

秋田県告示第七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年三月二十七日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 施行者の名称  
横手市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
昭和五十九年秋田県告示第四百八十六号横手都市計画公園事業 五・六・一号横手公園
- 三 事業施行期間  
昭和五十九年七月二十四日から平成二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地  
(一) 収用の部分 平成十六年秋田県告示第三百九十四号の事業地のうち、睦成字城付及び睦成字田ノ沢地内において事業地を変更し、睦成字水上沢地内を事業地に追加する。  
(二) 使用の部分 変更なし

公 告

水稲うるち「淡雪こまち」を秋田県主要農作物の認定品種に採用し、水稲うるち「キヨニシキ」を秋田県主要農作物の奨励品種から除外したので、公告する。  
なお、水稲うるち「淡雪こまち」の来歴及び特性は、次のとおり

りである。

平成十九年三月二十七日

秋田県知事 寺田典城

品種名	来歴		特 性
	母 奥羽343号	父 秋田51号 (でわひかり)	
淡雪こまち	早生の早	熟期	適地
	中山間地域		

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、鹿角市八幡平字松館二十九番地佐藤正孝ほか十四人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年三月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（松館地区ため池等整備事業）計画書の写し

二 縦覧期間 平成十九年三月二十八日から同年四月二十四日まで

三 縦覧場所 鹿角市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十九年三月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月二十七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、美郷町千畑土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町本堂城回字後町九十八番地

星山 正美

二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町本堂城回字田町百七十五番地

進藤 敏美

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、羽後町軽井沢字下牛ノ沢五十三番地阿部隆一ほか十六名から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年三月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（土手ヶ沢地区ため池等整備事業）計画書の写し

二 縦覧期間 平成十九年三月二十九日から同年四月二十五日まで

三 縦覧場所 羽後町役場

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsubara-ansu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄